

【1】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

算定・報告・公表制度とは

(1) 制度の概要

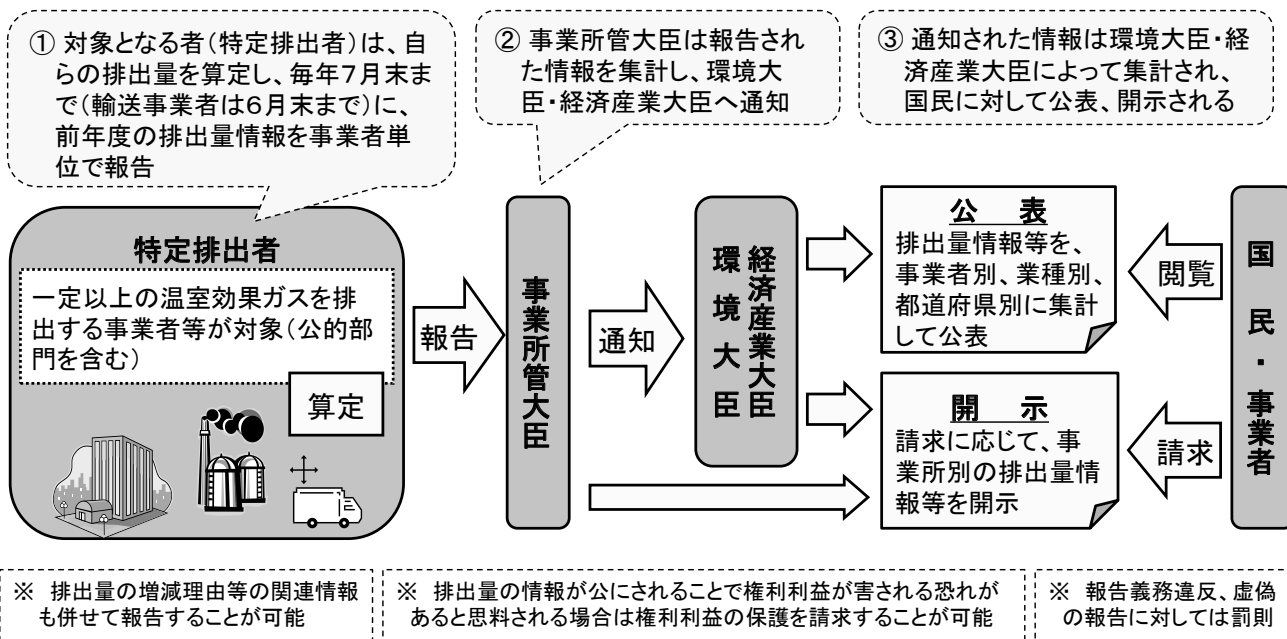
- 平成17年の地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の改正により導入（平成18年4月施行）
- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度

(2) 制度のねらい

- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立
 - ・自らの関連する活動を通じて直接・間接に排出する温室効果ガスの量を算定・把握
 - 排出量の抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行するという、Plan-Do-Check-Action(PDCA)サイクルを通じた取組の推進
- 情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成
 - ・算定・把握された排出量を国が一定のルールで集計・公表
 - 排出者による自らの排出や対策の状況の認識、更なる対策の必要性・進捗状況の把握
 - 各主体からの排出状況が可視化されることによる国民各界各層の排出抑制に向けた気運の醸成・理解の増進

【1】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

算定・報告・公表制度全体の流れ



エネルギー起源CO₂の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告を認めるなど、省エネ法の枠組みを活用

【1】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

平成30年度における報告からの変更事項

● 省エネ法定期報告書、温対法報告書の様式変更

- ✓ 平成30年省エネ法改正に伴い、省エネ法定期報告書の様式番号や記入事項が一部変更
- ✓ 温対法報告書の様式についても一部変更

★算定・報告・公表制度において

算定対象となる事業者や排出量の算定方法に変更ありません。

【2】 算定・報告・公表制度の対象者

対象となる温室効果ガス

- 算定対象となる温室効果ガスは下表の8種類です。
- 温室効果ガスの種類により対象となる事業者及び報告方法が異なります。

温室効果ガスの種類	排出量の報告方法
エネルギー起源二酸化炭素 (エネルギー起源CO ₂)	省エネ法定期報告書により報告※
非エネルギー起源二酸化炭素(非エネルギー起源CO ₂)	温対法報告書により報告
メタン (CH ₄)	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	
パーフルオロカーボン類 (PFC)	
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	
三ふつ化窒素 (NF ₃)	

※一部の事業者(省エネ法の指定を受けていない事業者)については、省エネ法定期報告書ではなく温対法報告書により報告します。

【2】算定・報告・公表制度の対象者

対象となる事業者(1/2)

温室効果ガスの種類	対象となる者(特定排出者)
<p>○エネルギー起源CO₂ (燃料の燃焼、 他者から供給された電気、 又は熱の使用 に伴い排出されるCO₂)</p> <p><省エネ法定期報告書> により報告</p>	<p>【特定事業所排出者】 ○全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者 ・省エネ法の特定事業者 ・省エネ法の特定連鎖化事業者 ・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者 ・上記以外で全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者^{※1}</p> <p>○原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所(≒省エネ法のエネルギー管理指定工場等^{※2})を設置している場合には、当該事業所(特定事業所)の排出量も内訳として報告</p> <p>【特定輸送排出者】 ・省エネ法の特定貨物輸送事業者 ・省エネ法の特定旅客輸送事業者 ・省エネ法の特定航空輸送事業者 ・省エネ法の特定荷主 ・省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主 ・省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者</p>

※1:当該事業者については、省エネ法定期報告書ではなく温対法報告書により報告します。なお、この事業者は省エネ法による指定又は認定の取消を受けた事業者が指定又は認定されていた期間のエネルギーCO₂排出量を報告することを想定しています。

※2:省エネ法のエネルギー管理指定工場等に指定されていない工場等であっても1,500kl/年以上の事業所であれば報告対象です。

【2】算定・報告・公表制度の対象者

対象となる事業者(2/2)

温室効果ガスの種類	対象となる者(特定排出者)
<p>エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス(6.5ガス) ○非エネルギー起源CO₂ ○メタン(CH₄) ○一酸化二窒素(N₂O) ○ハイドロフルオロカーボン類(HFC) ○パーフルオロカーボン類(PFC) ○六ふっ化硫黄(SF₆) ○三ふっ化窒素(NF₃)</p> <p><温対法報告書> により報告</p>	<p>【特定事業所排出者】 ○次の①及び②の両方の要件をみたす者 ①算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、事業者の排出量合計がCO₂換算で3,000トン以上となる事業者 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上</p> <p>○温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO₂換算で3,000トン以上となる事業所(特定事業所)を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告</p>

(注) ・フランチャイズチェーンについても1つの事業者とみなします。

・対象となるかどうかの判断は、政省令で定める算定方法を用いて求めた排出量に基づき行います。

【2】算定・報告・公表制度の対象者

主な活動において排出量が3,000tCO₂以上となる活動量の目安①

非エネルギー起源CO ₂		
原油の生産	原油生産量	1,100 万kl
セメントの製造	クリンカー生産量	6,000 t
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石灰石使用量	6,800 t
廃タイヤ、廃合成繊維以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る)の焼却	焼却量	1,200 t
廃油由来燃料油の利用	廃油由来燃料油使用量	1,100 kl

メタン(CH ₄)		
燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関)	都市ガス使用量	5,000 万Nm ³
原油の生産	原油生産量	8.0 万kl
コークスの製造	コークス製造量	92 万t
家畜の飼養(家畜の消化管内発酵)	乳用牛	1,100 頭
家畜の飼養(家畜の排せつ物の管理)	馬	5万7,000 頭
稲作	間欠灌漑水田	750 ha
植物性の物の焼却(稲)	農業廃棄物の焼却量	5万7,000 t
廃棄物の埋立	埋立られた食物残さ量	830 t
合併処理浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	排水処理人口	11 万人

一酸化二窒素(N ₂ O)		
燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関)	都市ガス使用量	3億6,000 万Nm ³
原油(コンデンセートを除く)の生産に伴う随伴ガスの焼却	原油生産量	1,600 万kl
耕地における肥料の使用(野菜)	使用された肥料に含まれる窒素量	1,000 tN
植物性の物の焼却(稲)	農業廃棄物の焼却量	18 万t
工場廃水の処理	廃水処理施設流入水中の窒素量	2,300 tN
一般廃棄物の焼却(連続燃焼式焼却施設)	一般廃棄物焼却量	18 万t

【2】算定・報告・公表制度の対象者

主な活動において排出量が3,000tCO₂以上となる活動量の目安②

ハイドロフルオロカーボン類(HFC)		
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	HCFC-22の製造量(*)	11 t
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造に伴うHFCの封入(カーエアコンの製造)	カーエアコンの製造台数	84 万台
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入(R410A)	回収時機器中残存量	43 t
	回収・適正処理量	42 t
	再封入時使用量	44 t
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用	ウレタンフォーム製造時のHFC-134a使用量	21 t
噴霧器の使用(HFC-152a)	エアゾールの使用量	(340g/本×7.1万本) 24 t

* 回収・適正処理量=0の場合を想定している。

パーフルオロカーボン類(PFC)		
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量	1,200 t
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	PFC-51-14製造量	8.3 t
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	PFC-116使用量(*)	320 kg
溶剤等の使用	PFC-51-14使用量(*)	320 kg

* 回収・適正処理量=0の場合を想定している。

六ふっ化硫黄(SF ₆)		
マグネシウム合金の製造	SF ₆ の使用量	130 kg
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入	機器製造・使用開始時の使用量	4,900 kg

三ふっ化窒素(NF ₃)		
液晶加工工程におけるNF ₃ の使用(リモートプラズマ方式以外)	NF ₃ の使用量(*)	580 kg

- 上記の活動量は、当該活動による排出量が概ね3,000 tCO₂となる活動量です。
- 特定排出者に該当するかどうかの判定は活動ごとではなく、温室効果ガスごとの合計値で行います。

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

報告書作成支援ツール

各報告書の作成を支援するツールを用意しています。

対象事業者	様式番号	URL	問合せ先
省エネ法定定期報告書(エネルギー起源CO₂の報告)			
特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者、 管理関係事業者	様式第9	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html#aa01	エネ庁 又は 経産局
特定荷主、 認定管理統括荷主、 管理関係荷主	様式第30	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index03.html	
特定貨物輸送事業者	様式第4	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_00002.html	国土交通省 又は 地方運輸局
特定旅客輸送事業者	様式第8		
特定航空輸送事業者	様式第25		
認定管理統括貨客輸送事業者、 管理関係貨客輸送事業者	様式第13		
温対法報告書(6.5ガスの報告、関連情報の提供)			
特定排出者	様式第1、 様式第2	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/tool	算定・報告・ 公表制度へ ルプデスク

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

報告の単位

(1) 報告の単位(基本的事項)

- 基礎排出量と調整後排出量(特定輸送排出者は基礎排出量のみ)を、事業者単位で報告
※フランチャイズチェーンについても一つの事業者(連鎖化事業者)とみなして本部から報告。
※一定規模以上の事業所(特定事業所)については、事業所ごとの基礎排出量も併せて報告。

(2) 報告の単位(地方公共団体実施事業)

地方公共団体に設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉える。
(省エネ法におけるエネルギー管理の範囲の考え方を準用)

ア 地方公共団体における首長部局等とは独立した別事業者が特定排出者となる事業

- 地方公営企業(水道事業、交通事業、電気・ガス事業等、管理者が設置されている場合のみ)
- 警察組織(特定排出者:都道府県公安委員会)
- 学校等(特定排出者:教育委員会)
- 組合

イ 地方公共団体における首長部局等が特定排出者となる事業

- 消防組織、指定管理者、選挙管理委員会等

ウ 特別区等(特別区 → 特定排出者、政令指定都市における区 → 市が特定排出者)

エ その他事業形態による取扱

- 事務の委託(特定排出者:事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関)
- PFI(Private Finance Initiative)
 - ・ 事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある側が特定排出者となる

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

報告事項 (必須事項)

報告事項(省エネ法定期報告書 又は 温対法報告様式第1により報告)

【1】事業者全体の報告事項[※⑤、⑥、⑧(調整後排出係数)及び⑨は、特定輸送排出者は報告不要]

- ① (1)特定事業所排出者の事業者名、(2)住所、(3)代表者氏名
- ② 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数[※温対法報告書により報告する場合のみ記入]
- ③ 特定事業所排出者において行われる事業
- ④ 温室効果ガス別の基礎排出量(事業者の合計及び事業ごとの内訳を記入) →次スライド参照
- ⑤ 調整後温室効果ガス排出量 →次スライド参照
- ⑥ 国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の種類ごとの合計量
[※これらを用いて調整後排出量を算定した場合のみ記入]
- ⑦ 算定方法又は係数の説明[※政省令で定めるものと異なる算定方法・係数を用いた場合のみ記入]
- ⑧ 使用した電気の排出係数(基礎排出係数及び調整後排出係数)の説明
- ⑨ 調整後排出量の算定に係る情報(クレジットの識別番号、移転日等)
[※国内認証排出削減量、海外認証排出削減量を用いて調整後排出量を算定した場合のみ記入]
- ⑩ その他様式で定める事項

【2】特定事業所ごとの報告事項[※一定規模以上の事業所(特定事業所)を有する場合のみ報告]

- ① 特定事業所の名称及び所在地
- ② 特定事業所において行われる事業
- ③ 温室効果ガス別の基礎排出量 →次スライド参照
- ④ 算定方法又は係数の説明[※政省令で定めるものと異なる算定方法・係数を用いた場合のみ記入]
- ⑤ 使用した電気の排出係数(基礎排出係数)の説明
- ⑥ その他様式で定める事項

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

排出量の報告 (必須事項)

報告事項	算定方法等
<p>温室効果ガス算定排出量 (基礎排出量) 【省エネ法定期報告書 又は 温対法様式第1】</p>	<p>以下の[1]～[4]の流れで算定する。</p> <p>[1] 排出活動の抽出</p> <p>[2] 抽出した活動ごとに政省令で定められている算定方法・排出係数※1を用いて算定 $\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$ 活動量とは、生産量、使用量、焼却量など排出活動の規模を表す量のことです。</p> <p>[3] 温室効果ガスの種類ごとに、活動ごとに算定した排出量を合算</p> <p>[4] 温室効果ガスの種類ごとの排出量をCO₂の単位に換算 $\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (tガス)} \times \text{地球温暖化係数 (GWP)} \text{※2}$</p> <p>※1: 排出活動ごとの算定方法及び排出係数は、排出係数早見表(47ページ)参照 ※2: 地球温暖化係数は、64ページ参照</p>
<p>調整後温室効果ガス排出量 (調整後排出量) 【省エネ法定期報告書 又は 温対法様式第1】</p>	<p>以下の①+②+③-④+⑤で調整する。</p> <p>※①～③は、基礎排出量の報告が必要となる温室効果ガスが対象 調整の結果、0(ゼロ)を下回った場合には、0(ゼロ)とする</p> <p>①=エネルギー起源CO₂(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く) ・燃料及び熱の使用に伴うもの ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数※3</p> <p>②=非エネルギー起源CO₂(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く)</p> <p>③=CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆及びNF₃の基礎排出量</p> <p>④=無効化された国内認証排出削減量※4・海外認証排出削減量※4の量</p> <p>⑤=自ら創出した国内認証排出削減量を他者へ移転した量</p> <p>※3: 調整後排出係数 メニュー別排出係数を公表する電気事業者から供給を受けている場合は、該当するメニュー別係数を用いる。 上記以外の場合は、供給を受けている電気事業者別調整後排出係数を用いる。</p> <p>※4: 国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の種類は、15ページ参照</p>

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

報告事項 (任意事項)

報告事項	算定方法等
<p>権利利益の保護請求 【温対法様式第1の2】</p>	<p>○報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがあると考えるときに、事業所管大臣に対し請求することができる。</p> <p>○請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行う。</p> <p>○権利利益の保護請求の対象となる情報は、以下のとおり。</p> <p>①事業者全体又は特定事業所の基礎排出量 (温室効果ガスの種類ごとに請求)</p> <p>②調整後排出量</p> <p>③国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の種類ごとの合計量</p> <p>○権利利益の保護の請求は、認められない場合もある。</p>
<p>関連情報の提供 【温対法様式第2】</p>	<p>○特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の関連情報についても併せて提供することができる。</p> <p>○提供できる情報は以下のとおり。</p> <p>①報告された排出量の増減の状況に関する情報</p> <p>②温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報</p> <p>③温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報</p> <p>④温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報</p> <p>⑤その他の情報</p>

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

排出量の算定期間と算定方法

(1) 算定の対象となる期間

温室効果ガスの種類	算定の対象期間
二酸化炭素(CO ₂) メタン(CH ₄) 一酸化二窒素(N ₂ O)	報告する年度の前年度(前年4月～当年3月)
ハイドロフルオロカーボン類(HFC) パーフルオロカーボン類(PFC) 六ふっ化硫黄(SF ₆) 三ふっ化窒素(NF ₃)	報告する年の前年(前年1月～12月)

(2) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法

○ 対象となる排出活動について、温室効果ガスの種類ごとに政省令で定める算定方法により得られる量を合算する方法とする。

※ 報告対象となるかどうかの判断は、必ず政省令で定める算定方法を用いて行う。

※ 排出量の報告に当たっては、政省令で定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数(実測に基づく算定など、適切と認められるもの)を用いることができる。

その場合は報告書(記入箇所は下表参照)に算定方法の説明を記入することが必要。

温室効果ガスの種類	報告書の様式	事業者全体	特定事業所ごと
エネルギー起源CO ₂	省エネ法定期報告書様式第9	特定-第12表5 又は 認定-第5表5	指定-第10表4
6.5ガス	温対法様式第1	第4表	別紙第3表

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

有効数字の処理

- 温室効果ガス排出量については、原則として、**小数点以下を切り捨てて報告します**。
※例：6.5ガスについて、事業者全体の排出量が2,999.9トンとなった場合、当該ガスの報告は不要です。
- 小数点以下の切り捨ては事業者全体の量と事業分類ごとの量、それぞれ別々に行います。

※例

		排出量 (tCO ₂)	
		実際の排出量	報告する排出量
事業者全体排出量		3,902.1	3,902
事業分類別 排出量	X事業	3,210.9	3,210
	Y事業	456.7	456
	Z事業	234.5	234

- 排出量が大きく、数値を丸めたい場合には、有効数字の処理をして報告することも可能です。（有効数字の処理方法は算定・報告マニュアルを参照してください。）

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

主たる事業の考え方と事業分類別排出量

主たる事業の考え方

○主たる事業の判断:

- ✓ 事業者全体としての主たる事業(特定排出者の主たる事業)
- ✓ 事業分類ごとの排出量を集計する際に判断が必要となる事業所ごとの主たる事業

○考え方の原則:

生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を判断。
なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断することも可能(特に、地方公共団体)。

<例>

①事業者が営んでいる業種が以下の場合

自動車製造業(100億円)、航空機製造業(70億円)、鉄道車両製造業(30億円)、自動車卸売業(20億円)、輸送用機械器具卸売業(10億円)

売上高で判断

主たる事業:「自動車製造業」

②地方公共団体の場合

事業所名	事業所での業務内容	業務内容の事業コード	事業分類	事業者の主たる事業
A市役所	市役所	9821	9821	9821
	保健所	8411		
B支所	支所	9821	7421	
C支所	土木事務所	7421		
	支所	9821		
D清掃センター	ごみ焼却場	8816	8816	
	清掃事務所	8817		

事業所の事業が分類できる場合には、事業所の規模に関わらず、原則、当該事業分類ごとに排出量を集計。

また、事業分類の判断が困難で、当該事業所のエネルギー使用量1,500kl未満の首長部局等においては、「都道府県機関(日本標準産業分類細分類番号9811)」又は「市町村機関(同9821)」とすることも可能。

業種別の事業分類に記入

事業者全体の事業分類に記入

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

(参考) 特定排出者コードの検索

○特定排出者コード検索ページ URL : <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

特定排出者コード 「特定排出者コード検索」と入力して検索

特定排出者コード検索 (企業等)

HOME > 特定排出者コード検索 > 特定排出者コード検索 (企業等)

特定排出者コード検索 (企業等)

企業等

企業等名を入力し、「検索」ボタンを押してください。

なお、検索結果の表示は最大160件です。検索結果が多くなりすぎないように特定して検索を行ってください。※160件以上あった場合、表示されないことがあります。

企業名 必須 (全角21文字以内) 企業名等(カナ)

都道府県 選択してください 【本社所在地】

事業者名 (途中まででも可) (「(株)」などの法人格を除く)

本社所在地の都道府県 (選択しなくても可)

○事業者を識別するための特定排出者コード(省エネ法では特定排出者番号)は左の検索ページから検索してください。

○昨年度までに報告されていた事業者の番号に変更はありません。

○検索できない場合は算定・報告・公表制度ヘルプデスクへお問い合わせください。

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定期報告書の記入方法 ①報告事項

省エネ法定期報告書における報告 (エネルギー起源CO₂排出量等)

- 省エネ法により指定又は認定を受けている事業者の温対法に基づくエネルギー起源CO₂排出量等については、省エネ法定期報告書により報告することで、温対法の報告とみなされます。

[定期報告書様式第9の構成]

特定表	認定表	指定表
	認定-総括表 1,500kl以上事業者リスト	
特定-第1表 事業者の名称等	認定-第1表 事業者の名称等	指定-第1表 工場等の名称等
特定-第2表 エネルギー使用量等	認定-第2表 エネルギー使用量等	指定-第2表 エネルギー使用量等
特定-第3表 エネルギー原単位等		指定-第3表 設備の状況等
特定-第4表~第5表 原単位の経年変化等		指定-第4表~第5表 エネルギー原単位等
特定-第6表~第7表 ベンチマーク		指定-第6表~第7表 原単位の経年変化等
特定-第8表~第9表 判断基準等		指定-第8表~第9表 判断基準等
特定-第10表 エネ管工場等リスト	認定-第3表 エネ管工場等リスト	
特定-第11表 1,500kl以上工場等リスト	認定-第4表 1,500kl以上工場等リスト	
特定-第12表 エネ起CO ₂ 排出量等	認定-第5表 エネ起CO ₂ 排出量等	指定-第10表 エネ起CO ₂ 排出量等

↑
対象事業者ごとに作成

↑
対象工場等ごとに作成

[定期報告書様式第9におけるエネルギーCO₂排出量等の記入箇所]

特定事業者 特定連鎖化事業者	
事業者の排出量	特定-第12表
事業所の排出量	指定-第10表

認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者	
事業者の排出量	認定-第5表
事業所の排出量	指定-第10表

※特定輸送排出者も省エネ法定期報告書によりエネルギーCO₂排出量を報告します。

省エネ法定定期報告書における報告事項 (エネルギー起源CO₂排出量等)

○定期報告書様式第9 (下線の項目は全ての事業者が記入必須)

(事業者全体)

- ・ エネルギー起源CO₂排出量 → 【特定-第12表1】^注
- ・ 配分前のエネルギー起源CO₂排出量 (※電気事業用の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している事業者のみ記入) → 【特定-第12表2】
- ・ 調整後温室効果ガス排出量 → 【特定-第12表3】
- ・ 電気の使用に伴うCO₂の基礎排出量の算定に用いた係数 → 【特定-第12表4の1】
- ・ 電気の使用に伴うCO₂の調整後排出量の算定に用いた係数 → 【特定-第12表4の2】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【特定-第12表5】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の合計量 → 【特定-第12表6の1】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量 → 【特定-第12表6の2】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた海外認証排出削減量の量 → 【特定-第12表6の3】

(事業所ごと)

- ・ エネルギー起源CO₂排出量 → 【指定-第10表1】
- ・ 配分前のエネルギー起源CO₂排出量 (※電気事業用の発電所又は熱供給事業の熱供給施設の場合のみ記入) → 【指定-第10表2】
- ・ 電気の使用に伴うCO₂の基礎排出量の算定に用いた係数 → 【指定-第10表3】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【指定-第10表4】

注: 認定管理統括事業者又は管理関係事業者の場合は、「特定-第12表」を「認定-第5表」に読み替えます。

エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (活動区分・対象者)

(1)活動の区分

以下の活動に伴う排出量が算定・報告の対象になります。

なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量は対象外です。

- ・ 燃料の使用
- ・ 他人から供給された電気の使用
- ・ 他人から供給された熱の使用

※ただし、電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している特定排出者は、上記の量(所内消費相当分)の他に、燃料の使用に伴う排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む事業所で直接排出された量の全量)も、併せて算定・報告します。

(2)対象者

- ・ 全ての事業所のエネルギー使用量合計が原油換算1,500kl/年以上の事業者

※特定事業所(エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業所)ごとの排出量も併せて報告。

エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (燃料の使用)

(1) 活動の概要と排出形態

石炭、石油製品、天然ガス等の化石燃料を燃焼させた際、燃料中に含まれている炭素がCO₂となり、大気中へ排出されます。

(2) 算定式

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} &= (\text{燃料の種類ごとに}) \text{燃料の使用量 (t, kl, 1,000Nm}^3\text{)} \\ &\times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/1,000Nm}^3\text{)} \\ &\times \text{単位発熱量当たり排出量 (tC/GJ)} \\ &\times 44/12 \end{aligned}$$

(3) 活動量

- 省エネルギー法定定期報告書「特定-第2表(認定-第2表)1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等」又は「指定-第2表 エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量」に記入された燃料の種類別の「使用量」が活動量に該当します。
- 定期報告書第2表に掲げられていない燃料については、算定対象外です。

(4) 備考

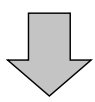
- 「販売した副生エネルギーの量」に上の算定式を適用して得られた量を、排出量の合計から控除することができます。

排出量の算定 (例1: 燃料の使用の場合)

(例) 一年間に使用したA重油の使用量を2,500(kl)と仮定し、試算すると・・・

算定式

(A重油使用量)	(発熱量)	(炭素排出係数)	(CO ₂ 換算)	(CO ₂ 排出量)
2,500(kl)	× 39.1(GJ/kl)	× 0.0189(tC/GJ)	× 44/12(tCO ₂ /tC)	= 6,774.075 (tCO ₂)



A重油の使用によるCO₂排出量 (tCO₂) は6,774(tCO₂)となる
(小数点以下切り捨て)

※報告の際は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照。
温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (他人から供給された電気の使用)

(1) 活動の概要と排出形態

他人から供給された電気を使用する際、他人が発電する際に排出したCO₂を使用者が間接的に排出したものとみなします。

(2) 算定式

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量当たり排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

(※当該年度の電気の使用量に、当該年度の前年度の基礎排出係数を乗じます。)

(3) 活動量

- ・ 省エネルギー法定定期報告書「特定-第2表(認定-第2表)1」又は「指定-第2表」に示された電気の「使用量」のうち、「自家発電」を除く量(「昼間買電」「夜間買電」「上記以外の買電」)が活動量に該当します。
- ・ 自家発電に伴う排出は、燃料の使用として把握します。

(4) 排出係数

- ・ 算定に用いる排出係数は、電気の供給形態等により以下の3とおりに分かります。
 - ① 電気事業者(小売電気事業者及び一般送配電事業者)から供給された電気を使用している場合は、国が公表する電気事業者ごとの基礎排出係数
 - ② 上記以外の者から供給された電気を使用している場合は、①の係数に相当する係数で実測等に基づく適切な排出係数
 - ③ ①及び②の方法で算定できない場合は、①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業大臣が公表する係数(代替値)

※ 代替値は、総合エネルギー統計における事業用発電(揚水発電を除く)と自家用発電(自家発の自家消費及び電気事業者への供給分)を合計した排出係数の直近5ヶ年平均をもとに算出

排出量の算定 (例2：他人から供給された電気の場合)

(例) 一年間に使用した電気の使用量を1,234万(kWh)と仮定し、関西電力の排出係数で試算すると・・・

算定式

(電気使用量)	(排出係数(関西電力))	(CO ₂ 排出量)
1,234万 (kWh)	× 0.000435 (tCO ₂ /kWh)	= 5,367.9 tCO ₂)

※当該年度の電気使用量に、当該年度の前年度の排出係数を乗じて算定します。

(例) H30年度のCO₂排出量 = H30年度電気使用量 × H29年度排出係数



電気の使用によるCO₂排出量 (tCO₂) は5,367.9(tCO₂)となる

例1(燃料の使用)と例2(他人から供給された電気の使用)を合計すると

6,774.075 + 5,367.9 = 12,141.975 ⇒ 12,141(tCO₂) となる(小数点以下切捨)

※報告の際は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照。
 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (他人から供給された熱の使用)

(1) 活動の概要と排出形態

他人から供給された熱を使用する際、他人が熱を発生する際に排出したCO₂を使用者が間接的に排出したものとみなします。

(2) 算定式

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{熱の種類ごとに) 熱の使用量 (GJ)} \\ \times \text{単位使用量当たり排出量 (tCO}_2\text{/GJ)}$$

産業用蒸気	: 0.060 tCO ₂ /GJ
蒸気(産業用のものは除く)、温水、冷水	: 0.057 tCO ₂ /GJ

(3) 活動量

省エネルギー法定期報告書「特定-第2表(認定-第2表)1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等」又は「指定-第2表 エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量」に示された「燃料及び熱」のうち「産業用蒸気」の「使用量(数値)」並びに「産業用以外の蒸気」、「温水」及び「冷水」の「使用量(数値)」を合算した量が活動量に該当します。

エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (他人への電気又は熱の供給分の控除方法)

(1) 概要

事業所内で発電を行いその電気の一部を外部に供給した場合など、他人へ電気又は熱を供給した場合、その分の排出量をエネルギー起源CO₂排出量から控除します。

(2) 控除量の算定式

$$\text{CO}_2\text{控除量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気供給量又は熱供給量 (kWh, GJ)} \\ \times \text{単位供給量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh, tCO}_2\text{/GJ)}$$

(3) 活動量

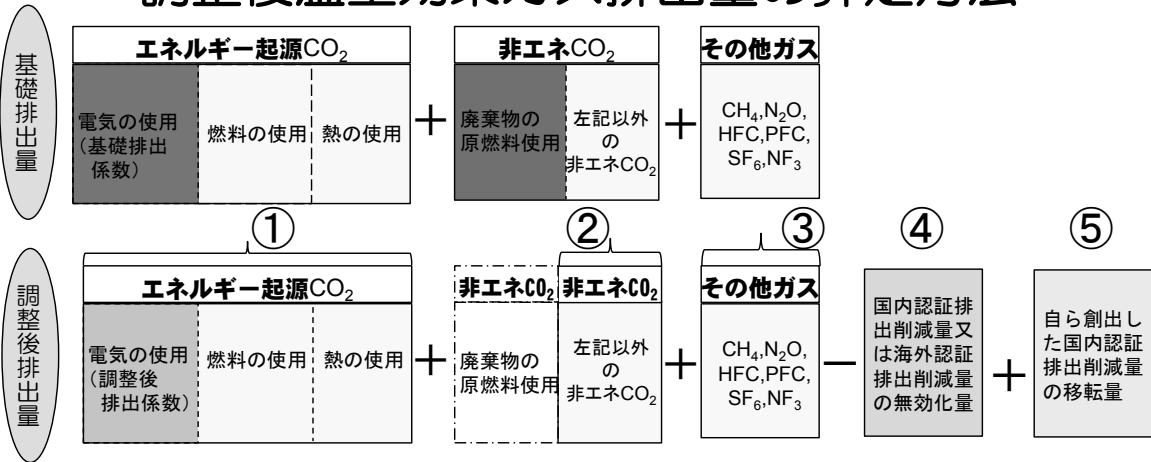
電気供給量及び熱供給量は、事業所ごとに他人に供給した量を個々に把握する必要があります。

(4) 排出係数

単位供給量当たりの排出量(排出係数)は、当該事業所で発電した電気及び発生させた熱についての排出係数を用いる必要があります。

【3】 報告書の作成方法 (2) 省エネ法定期報告書の記入方法 ③算定方法 (調整後排出量)

調整後温室効果ガス排出量の算定方法



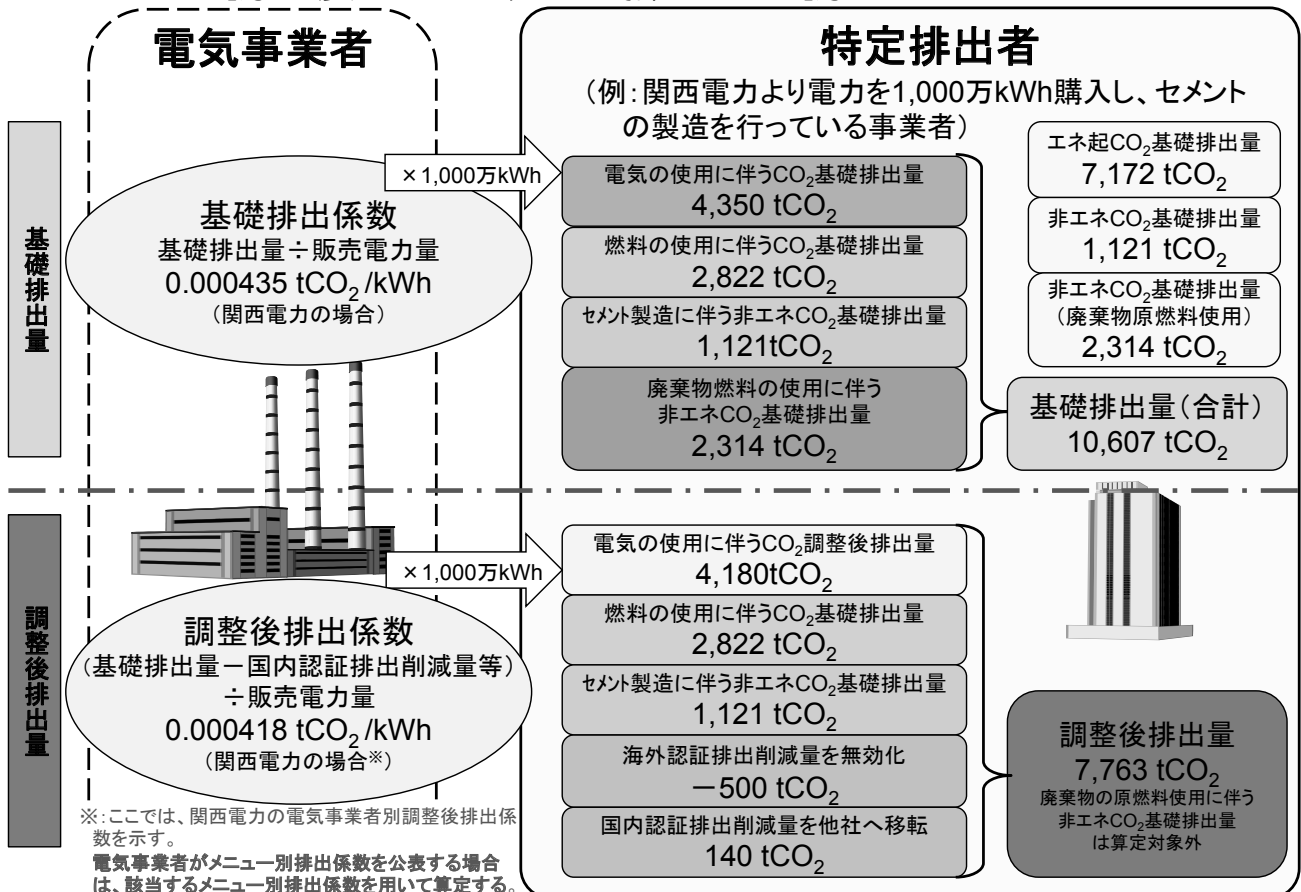
○ 調整後温室効果ガス排出量は、【①+②+③-④+⑤】で調整します。
(調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とします。)

- ①=エネルギー起源CO₂(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)
 - ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数
 - ・燃料及び熱の使用に伴う基礎排出量
- ②=非エネルギー起源CO₂(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く)
- ③=CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆及びNF₃の基礎排出量
- ④=無効化された国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量
- ⑤=自ら創出した国内認証排出削減量の他者への移転量(※代理無効化分含む)

※:基礎排出量:自らの事業活動に伴い直接又は間接(他人から供給された電気又は熱の使用に伴う排出量のみ)に排出した温室効果ガスの排出量です。
調整後温室効果ガス排出量:基礎排出量を基本として他の者の温室効果ガスの排出抑制等に寄与する取組を考慮した排出量です。

【3】 報告書の作成方法 (2) 省エネ法定期報告書の記入方法 ③算定方法 (調整後排出量)

調整後温室効果ガス排出量の調整イメージ



【3】 報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ③算定方法(調整後排出量)

調整後温室効果ガス排出量の算定方法 (他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定方法)

【平成30年度排出量を算定する場合】

- メニュー別排出係数を公表しない電気事業者(A社)から電気の使用を受けている場合

電気の使用に伴う 基礎排出量(tCO ₂)	=	平成30年度のA社からの 電気使用量(kWh)	×	A社の電気事業者別基礎排出係数 [平成29年度実績] (tCO ₂ /kWh) ^{※1}
電気の使用に伴う 調整後排出量(tCO ₂) ^{※1}	=	平成30年度のA社からの 電気使用量(kWh)	×	A社の電気事業者別調整後排出係数 [平成29年度実績] (tCO ₂ /kWh) ^{※1}

※1:平成29年度実績の電気事業者別排出係数は、平成30年12月に公表されています。

なお、平成29年度から小売供給を開始した電気事業者については、平成28年度実績とみなす排出係数となっています。これらの事業者の平成29年度実績の排出係数(一部、平成29年度実績とみなすものを含む。)は、令和元年7月頃に更新予定です。また、平成30年度から小売供給を開始した電気事業者の電気事業者別排出係数は、令和元年7月頃に公表予定です。

- メニュー別排出係数を公表する電気事業者(B社)から電気の使用を受けている場合

電気の使用に伴う 基礎排出量(tCO ₂)	=	平成30年度のB社からの 電気使用量(kWh)	×	B社の電気事業者別基礎排出係数 [平成29年度実績] (tCO ₂ /kWh) ^{※1}
電気の使用に伴う 調整後排出量(tCO ₂) ^{※2}	=	平成30年度のB社からの 電気使用量(kWh)	×	B社のメニュー別排出係数 [平成30年度実績] (tCO ₂ /kWh) ^{※3}

※2: B社から供給を受けている料金メニューに応じたメニュー別排出係数ごとに算定します。

※3: 平成30年度実績のメニュー別排出係数は、令和元年7月頃に公表予定です。

【3】 報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ③算定方法(調整後排出量)

調整後温室効果ガス排出量の算定方法 (国内認証排出削減量、海外認証排出削減量)

- 国内認証排出削減量の種類は次の4種類、海外認証排出削減量の種類は次の1種類です。

国内:国内クレジット、オフセット・クレジット(J-VET)、グリーンエネルギーCO₂削減相当量、J-クレジット
海外:JCMクレジット

- 調整後排出量を報告する年度の前年度に無効化したクレジットを、調整後排出量に反映して報告することができます。

(例) 令和元年度における調整後排出量の報告(報告期限は令和元年7月末日)

=平成30年度中に無効化等した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量を用いて調整

- 排出量を報告する年度の6月末までに無効化した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量は、当該年度又は当該年度の翌年度のどちらか一方で、報告可能です。

- 他の者が無効化した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化したことに同意している場合は、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。(同意があることを確認する書類の提出が必要です。)

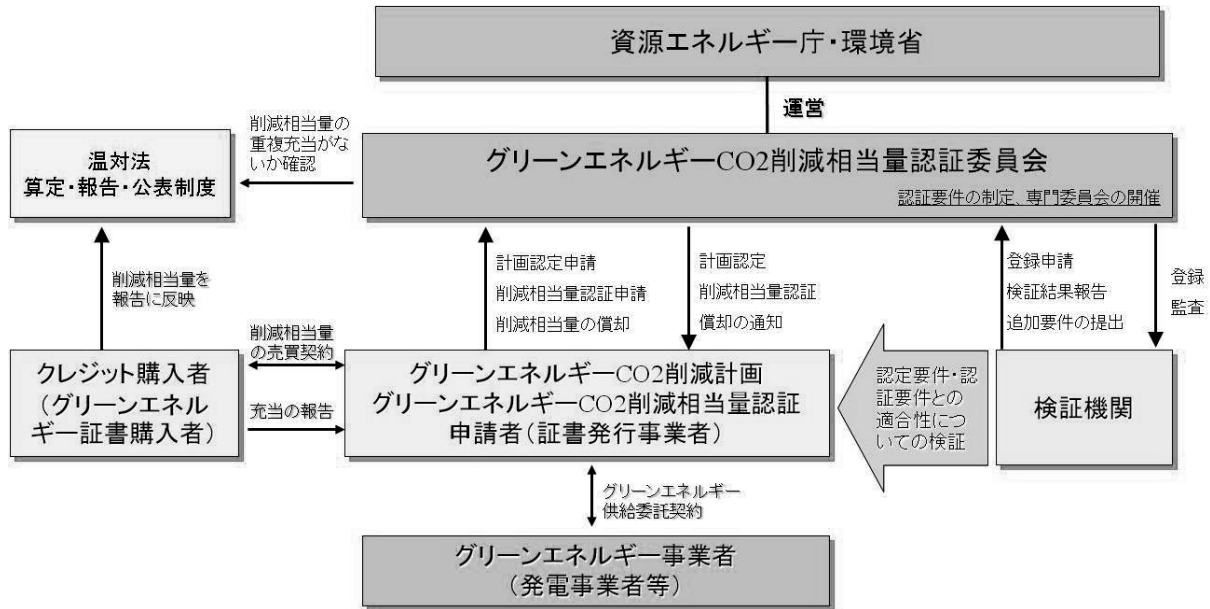
- 自らの温室効果ガスの排出の抑制に係る国内認証排出削減量を他者へ移転した場合は、調整後温室効果ガス排出量の調整において、当該量を加算します。(※代理無効化含む)

- 電気事業者が調整後排出係数の算出に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量は、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることはできません。

参考

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の概要

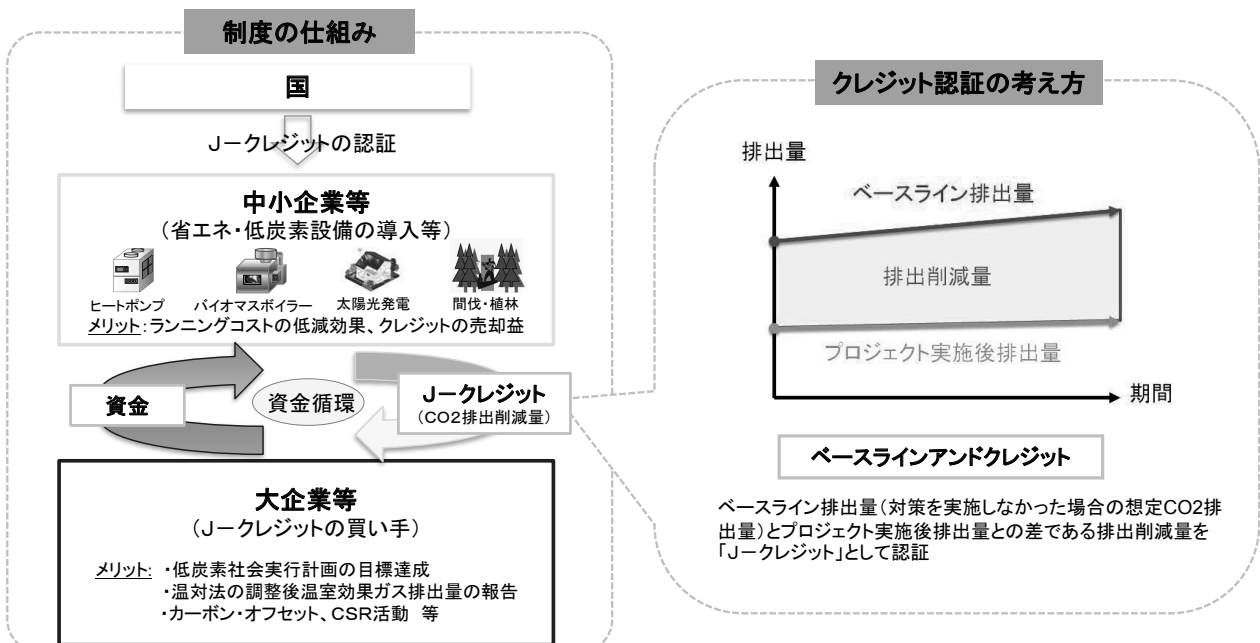
- グリーンエネルギー証書は、再生可能エネルギー設備から生じた電気・熱そのものと、「環境にやさしいエネルギーである」という環境価値とを切り離して考え、後者を証書化し取引に用いることを可能とする制度。
- 再生可能エネルギー事業者にとっては証書の販売益を設備等の投資回収に充てることができ、証書を購入する企業にとっては再生可能エネルギー設備を有していなくとも自社の電力等が環境に優しいものであることを対外的にPRすることが可能。
- 信頼性・厳格性を確保するために、国が運営する委員会においてCO₂削減相当量の認証等を行う。



参考

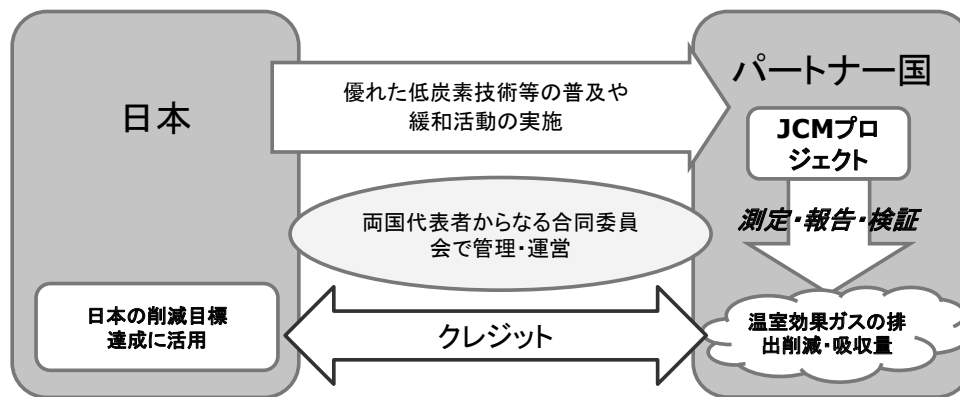
「J-クレジット制度」の概要

- J-クレジット制度は、中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成25年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 本制度により、中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



二国間クレジット制度（JCM）の概要

- 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



署名国(17カ国)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ④定期報告書の記入方法 定期報告書の記入方法 (特定-第12表 又は 認定-第5表)

項目	記入内容等	記入例掲載頁
【特定-第12表】又は【認定-第5表】	1 ★ 事業者全体及び事業分類ごとにエネルギー起源CO ₂ 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)	73 (80)
	2 [電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している事業者のみ] ○ 燃料の使用に伴って発生するCO ₂ 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)	74 (81)
	3 ★ 調整後排出量を記入。	74 (81)
	4 ★ 他人から供給された電気の使用に伴うCO ₂ 排出量の算定に用いた下記の排出係数をそれぞれ記入。 ・4の1:基礎排出係数(電気事業者別基礎排出係数) ・4の2:調整後排出係数(電気事業者別調整後排出係数 又は メニュー別排出係数)	75 (82)
	5 [温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO ₂ 排出量を算定した事業者のみ] ○ エネルギー起源CO ₂ 排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	76 (83)
	6 [調整後排出量の調整において国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いた事業者のみ] ○ 調整に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の内容を記入。	77~79 (84~86)
	7 ★ 次の事項について、それぞれ有 又は 無を選択。 ・権利利益の保護に係る請求 ・関連情報の提供	79 (86)

※★の項目: 全ての事業者が記入 ○の項目: []内に該当する事業者が記入 記入例掲載頁の(): 認定-第5表

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ④定期報告書の記入方法

定期報告書の記入方法 (指定-第10表)

項目	記入内容等	記入例 掲載頁
【指定-第10表】	1 ★ 当該特定事業所のエネルギー起源CO ₂ 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)	87
	[電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している特定事業所のみ] ○ 燃料の使用に伴って発生するCO ₂ 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)	87
	★ 他人から供給された電気の使用に伴うCO ₂ 排出量の算定に用いた基礎排出係数(電気事業者別基礎排出係数)を記入。	87
	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO ₂ 排出量を算定した特定事業所のみ] ○ エネルギー起源CO ₂ 排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	88
	★ 次の事項について、それぞれ有 又は 無を選択。 ・権利利益の保護に係る請求 ・関連情報の提供	88

※ ★の項目: 全ての特定事業所が記入 ○の項目: []内に該当する特定事業所が記入

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ④定期報告書の記入方法

定期報告書の記入方法 (特定輸送排出者)

項目	記入内容等	定期報告書の記入箇所					
		特定荷主	認定管理 統括荷主、 管理関係 荷主	特定貨物 輸送事業 者	特定旅客 輸送事業 者	認定管理 統括貨客 輸送事業 者、管理 関係貨客 輸送事業 者	特定航空 輸送事業 者
		様式第30		様式第4	様式第8	様式第13	様式第25
1	★ エネルギー起源CO ₂ 排出量を記入。	第9表 1	荷主認定 -第3表 1	第9表 1	第9表 1	貨客輸送 事業者認 定第3表 1	第9表 1
2	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO ₂ 排出量を算定した事業者のみ] ○ エネルギー起源CO ₂ 排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	第9表 2	荷主認定 -第3表 2	第9表 2	第9表 2	貨客輸送 事業者認 定第3表 2	第9表 2
3	★ 次の事項について、それぞれ有 又は 無を選択。 ・権利利益の保護に係る請求 ・関連情報の提供	第9表 3	荷主認定 -第3表 3	第9表 3~4	第9表 3~4	貨客輸送 事業者認 定第3表 3~4	第9表 3~4

※★の項目: 全ての事業者が記入 ○の項目: []内に該当する事業者が記入

温対法報告書における報告事項 (エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量等)

○温対法報告様式第1 (6.5ガスが報告対象となる場合、必須)

(事業者全体)

- ・ エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量(6.5ガス)注 → 【第1表】
- ・ 調整後温室効果ガス排出量 (※6.5ガスのみ報告する事業者が記入) → 【第2表】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【第4表】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び
海外認証排出削減量の合計量 (※) → 【第5表の1】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量(※) → 【第5表の2】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた海外認証排出削減量の量(※) → 【第5表の3】

(事業所ごと)

- ・ エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量(6.5ガス) → 【別紙第1表】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【別紙第4表】

注:省エネ法で指定された事業者以外の事業者がエネルギー起源CO₂排出量を報告する場合を含む。この場合は、※の記入は適用しない。

○温対法報告様式第1の2(任意)

権利利益の保護の請求を行う場合に提出

○温対法報告様式第2(任意)

排出量の増減状況その他の関連情報について提供する場合に提出

6.5ガスの算定 (活動区分・対象者・算定方法)

(1)活動の区分

20ページ参照

(2)対象者

・次の①及び②の要件を全てみたす者

①算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、事業者の排出量合計がCO₂換算で3,000トン以上となる事業者

②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上

・温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO₂換算で3,000トン以上となる事業所(特定事業所)を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告

(3)算定方法

①温室効果ガスを排出している事業活動の抽出

②活動ごとの排出量の算定*1: $\text{温室効果ガス排出量 (tガス)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$

③排出量の合計値の算定:温室効果ガスごとに、②の活動ごとに算定した排出量を合算

④排出量のCO₂換算値*2:

$$\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (tガス)} \times \text{地球温暖化係数 (GWP)}$$

※1: 排出活動ごとの算定方法及び排出係数は、排出係数早見表(47ページ)参照

※2: 地球温暖化係数は、64ページ参照

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ②算定方法 (6.5ガスの算定)

排出量算定の対象となる事業活動(1/2)

エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)
燃料の使用
他人から供給された電気の使用
他人から供給された熱の使用

非エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
エチレンの製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉を使用した粗鋼の製造
ドライアイスの使用
噴霧器の使用
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

メタン(CH ₄)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
電気炉における電気の使用
石炭の採掘
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の精製
都市ガスの製造
カーボンブラック等化学製品の製造
家畜の飼養(消化管内発酵)
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

具体的な対象活動、算定方法については環境省Webページに掲載の「対象となる排出活動、算定方法一覧」及び「算定・報告マニュアル」をご覧ください。

(参考) 対象となる排出活動、算定方法一覧

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf>

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ②算定方法 (6.5ガスの算定)

排出量算定の対象となる事業活動(2/2)

一酸化二窒素(N ₂ O)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等化学製品の製造
麻酔剤の使用
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
農業廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

ハイドロフルオロカーボン(HFC)
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造
ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン(PFC)
アルミニウムの製造
パーフルオロカーボン(PFC)の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用

六ふっ化硫黄(SF ₆)
マグネシウム合金の製造
六ふっ化硫黄(SF ₆)の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF ₆ の使用

三ふっ化窒素(NF ₃)
三ふっ化窒素(NF ₃)の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF ₃ の使用

具体的な対象活動、算定方法については環境省Webページに掲載の「対象となる排出活動、算定方法一覧」及び「算定・報告マニュアル」をご覧ください。

(参考) 対象となる排出活動、算定方法一覧

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf>

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-1 算定方法 (非エネCO₂の一例)

非エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用) (1/2)

(1) 活動の概要と排出形態

- ① 廃棄物を焼却(熔融炉、還元炉、油化施設、乾留炉等での熱処理も含む。)することにより、廃棄物中の炭素が酸化されCO₂として排出されます。
 - ② 廃棄物を製品の製造のために使用することにより、廃棄物中の炭素が酸化されCO₂として排出されます。
 - ③ 廃棄物燃料の使用に伴い、廃棄物燃料中の炭素が酸化されCO₂として排出されます
- ① 非エネルギー起源CO₂の算定対象となる廃棄物の種類は以下のとおりです。(下記以外のものは算定対象外です)

1	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く)
2	合成繊維
3	廃ゴムタイヤ
4	2、3以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る)
5	2、3、4以外の廃プラスチック類(一般廃棄物中のプラスチック)
6	ごみ固形燃料(RPF)
7	ごみ固形燃料(RDF)

- ② 「製品の製造の用途への使用」とは以下のとおりです。(下記以外の用途は算定対象外です。)

- ・廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用すること
- ・廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用すること
- ・廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用すること

- ③ 「廃棄物燃料」とは以下の4種類をいいます。

廃油(植物性及び動物性のものを除く。)から製造される燃料油	RPF
廃プラ類から製造される燃料油(※自ら製造するものを除く。)	RDF(RPF及び動物性・植物性の物のみを原料とするものを除く。)

※自ら製造する行為が廃棄物の「焼却」に該当し、そこで算定をする(①で算定する)ため、使用時の算定は不要です。

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-1 算定方法 (非エネCO₂の一例)

非エネルギー起源CO₂基礎排出量の算定 (廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用) (2/2)

(2) 算定式

- ①及び② 廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{廃棄物の種類ごとに}) \text{廃棄物の焼却量もしくは製品の製造の用途への使用量 (t)} \\ \times \text{単位焼却・使用量当たりのCO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{/t)}$$

- ③ 廃棄物燃料の使用

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{廃棄物燃料の種類ごとに}) \text{使用量 (kl 又は t)} \\ \times \text{単位使用量当たりのCO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{/kl 又は tCO}_2\text{/t)}$$

(3) 活動量

活動量は、廃棄物の焼却量、廃棄物の製品の製造の用途への使用量、廃棄物燃料の使用量です。

※「廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂」について

「①のうち廃棄物を化石燃料の代替燃料として使用している場合」+ ②+ ③ の排出量については、他の非エネルギー起源CO₂排出量とは区分して算定・報告を行います。
(報告様式では別途記入欄が設けられています)

(注) 廃棄物処理の際の熱回収(廃熱を利用した廃棄物発電等)は該当しません。

メタン、一酸化二窒素基礎排出量の算定 (燃焼施設における燃料の使用)

(1) 活動の概要と排出形態

- 燃料の燃焼に伴い、燃料中の炭素の一部が不完全燃焼してCH₄が排出されます。
- 燃料中の窒素を含む揮発成分と、燃焼によって生じた一酸化窒素の反応などによってN₂Oが排出されます。
- 対象施設の区分は大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の区分に準じていますが、ガスの種類によって対象施設が異なる場合があります。

(2) 算定式

CH₄、N₂Oのそれぞれの温室効果ガスについて、

ガス排出量(tガス)

$$\begin{aligned} &= (\text{施設の種類及び燃料の種類ごとに}) \text{燃料使用量} (t, \text{kl}, 1,000\text{Nm}^3) \\ &\quad \times \text{単位発熱量} (\text{GJ/t}, \text{GJ/kl}, \text{GJ}/1,000\text{Nm}^3) \\ &\quad \times \text{単位発熱量当たり排出量} (t\text{ガス}/\text{GJ}) \end{aligned}$$

(3) 活動量

- 活動量は、燃焼施設における燃料の使用量です。
- 排出係数が施設ごと及び燃料の種類ごとに異なるため、施設ごとの活動量を把握する必要があります。
- エネルギー起源CO₂と異なり、燃料には化石燃料の他、バイオマス燃料等も対象です。

メタン、一酸化二窒素基礎排出量の算定 (工場廃水の処理)

(1) 活動の概要と排出形態

工場廃水の処理に伴いCH₄、N₂Oが排出されます。

(2) 算定式

CH₄排出量(tCH₄)

$$\begin{aligned} &= \text{工場廃水処理施設流入水に含まれるBODで表示した汚濁負荷量} (\text{kgBOD}) \\ &\quad \times \text{単位BOD当たりの工場廃水処理に伴う排出量} (t\text{CH}_4/\text{kgBOD}) \end{aligned}$$

N₂O排出量(tN₂O) = 工場廃水処理施設流入水中の窒素量(tN)

$$\times \text{単位窒素量当たりの処理に伴う排出量} (t\text{N}_2\text{O}/t\text{N})$$

※BOD(Biochemical Oxygen Demand) = 生物化学的酸素要求量

(3) 活動量

活動量は、それぞれ、工場廃水処理施設流入水に含まれるBODで表示した汚濁負荷量、窒素量です。

(4) 備考

処理の方法によらず廃水処理を行っていれば算定の対象となります。

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-3 算定方法 (HFC,PFC,SF₆,NF₃)

HFC,PFC,SF₆,NF₃基礎排出量の算定 (HFC,PFC,SF₆,NF₃の対象と基本的な算定方法)

- 対象ガス
- ・ハイドロフルオロカーボン(HFC)類
(合計19種の化学物質)
: HFC合計3,000tCO₂以上
 - ・パーフルオロカーボン(PFC)類
(合計9種の化学物質)
: PFC合計3,000tCO₂以上
 - ・六ふっ化硫黄(SF₆)
 - ・三ふっ化窒素(NF₃)
: それぞれ3,000tCO₂以上

対象となる温室
効果ガス 及び
地球温暖化係数
(GWP)

温室効果ガス		地球温暖化係数
HFC	HFC-23	14,800
	HFC-32	675
	HFC-41	92
	HFC-125	3,500
	HFC-134	1,100
	HFC-134a	1,430
	HFC-143	353
	HFC-143a	4,470
	HFC-152	53
	HFC-152a	124
	HFC-161	12
	HFC-227ea	3,220
	HFC-236fa	9,810
	HFC-236ea	1,370
	HFC-236cb	1,340
	HFC-245ca	693
	HFC-245fa	1,030
	HFC-365mfc	794
	HFC-43-10mee	1,640
PFC	PFC-14	7,390
	PFC-116	12,200
	PFC-218	8,830
	ハ-フルオロクロロカーボン	17,340
	PFC-31-10	8,860
	PFC-c318	10,300
	PFC-41-12	9,160
	PFC-51-14	9,300
	PFC-91-18	7,500
SF ₆	22,800	
NF ₃	17,200	

いずれも当該ガスを排出した場所を管理・運営している事業者が算定・報告します。

○基本的な算定方法

1. 活動の種類ごとに個々の化学物質(HFC-23等)ごとの排出量を求めます。
2. 個々の化学物質ごとに地球温暖化係数(GWP)を乗じてCO₂の単位に換算します。
3. ガスの種類(HFC、PFC、SF₆、NF₃)ごとに合算します。

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-3 算定方法 (HFC,PFC,SF₆,NF₃)

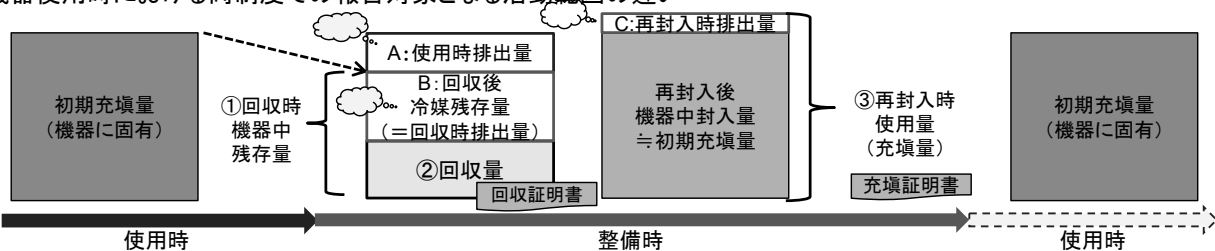
〈参考〉フロン類算定漏えい量報告・公表制度における算定漏えい量との関係

○関連する制度として、業務用冷凍空調機器から一定以上のHFCを含むフロン類の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告させる「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」がフロン排出抑制法により定められています。

○本制度とは、対象となる冷媒・活動の種類や範囲、報告者や報告基準に以下のような違いがあります。

	フロン類算定漏えい量報告・公表制度	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
対象冷媒	フロン類(CFC, HCFC, HFC)	HFC
冷媒フロンにおける報告対象となる排出	使用時排出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用開始時排出 ・ 整備時排出 ・ 廃棄時排出
報告基準	1,000tCO ₂ 以上(フロン類)	3,000tCO ₂ 以上(HFC)
報告者	業務用冷凍空調機器の管理者	排出がある場所を管理している事業者
報告対象期間	報告する年の前年度(前年4月～当年3月)	報告する年の前年(前年1月～12月)

機器使用時における両制度での報告対象となる活動範囲の違い



温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

$$\text{排出量} = \text{①回収時機器中残存量} - \text{②回収・適正処理量} + \text{③再封入時使用量} \times \text{④単位使用量当たりの排出量}$$

$$= \text{B: 回収後冷媒残存量 (= 回収時排出量)} + \text{C: 再封入時排出量}$$

フロン類算定漏えい量 報告・公表制度

$$\text{算定漏えい量} = \text{③再封入時使用量(充填量)} - \text{②回収量}$$

$$= \text{A: 使用時排出量} + \text{B: 回収後冷媒残存量 (= 回収時排出量)} + \text{C: 再封入時排出量}$$

【3】 報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ④温対法様式第1の記入方法

温対法様式第1の記入方法 (特定排出者の報告)

※エネルギー起源CO₂以外のいずれかのガスが報告対象となっている場合のみ

項目	記入内容等	記入例 掲載頁	
表紙	★ 必要事項をもれなく記入。	89	
【特定排出者 単位の報告】	第1表	★ 事業者全体及び事業分類ごとに排出量を記入。 なお、エネルギー起源CO ₂ 以外で報告対象となっているガスについてのみ排出量を記入。	91
	第2表	[省エネ法定期報告書を提出しない特定排出者のみ] ○ 調整後排出量を記入	92
	第3表	<省エネ法定期報告書において報告するため記入不要>	—
	第4表	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO ₂ 以外の排出量を算定した特定排出者のみ] ○ エネルギー起源CO ₂ 以外の排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。なお、エネルギー起源CO ₂ 排出量に関する事項は記入不要。	94
	第5表	[調整後排出量の調整において国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用い、かつ省エネ法定期報告書を提出しない特定排出者のみ] ○ 調整に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の内容を記入。	94 ~ 95
	第6表	[第1表に記入したガスについて事業所ごとに3,000tCO ₂ 以上の排出量がある事業所(特定事業所)を設置する特定排出者のみ] ○ 該当する特定事業所の情報を記入。	96

※ ★の項目:様式第1を提出する**全ての特定排出者が記入** ○の項目:[]内に該当する特定排出者が記入

【3】 報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ④温対法様式第1の記入方法

温対法様式第1の記入方法 (特定事業所の報告)

※エネルギー起源CO₂以外のいずれかのガスが報告対象となっている場合のみ。

第6表に記入した事業所ごとに、様式第1(別紙)に必要事項を記入する。

項目	記入内容等	記入例 掲載頁	
(別紙)【特定事業所 単位の報告】	別紙表紙	★ 第6表に記入した事業所ごとに、必要事項をもれなく記入。	97
	別紙第1表	★ 当該事業所においてエネルギー起源CO ₂ 以外のガスのうち排出量が3,000tCO ₂ 以上のガスについて排出量を記入。 なお、①,⑩欄は省エネ法定期報告書において報告するため記入不要。	98
	別紙第2表	<省エネ法定期報告書において報告するため記入不要>	—
	別紙第3表	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO ₂ 以外の排出量を算定した特定事業所のみ] ○ エネルギー起源CO ₂ 以外の排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	99

※ ★の項目:様式第1(別紙)を提出する**全ての特定事業所が記入**
○の項目:[]内に該当する特定事業所が記入

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ⑤権利利益保護に係る請求の方法 権利利益保護に係る請求 (温対法様式第1の2)

(1) 概要

- 特定排出者は、報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがあると考えるときに、権利利益の保護について、事業所管大臣に対し請求することができる。
- 事業所管大臣は、権利利益の侵害についての審査を行い、請求を認めた場合には、合計量のみを通知するなど、排出量情報が逆算されない形で環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

(2) 請求の方法

- 報告書の提出時に、排出量の報告 (省エネ法定期報告書又は温対法様式第1) に、請求様式(温対法様式第1の2(100ページ参照))を添付して提出

(3) 備考

- 請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行う。
- 権利利益の保護請求の対象となる情報は、
 - ・事業者全体又は特定事業所の基礎排出量(温室効果ガスの種類ごとに請求)
 - ・調整後排出量
 - ・国内認証排出削減量の種類ごとの合計量、海外認証排出削減量の合計量
- 権利利益の保護の請求は、認められない場合もある。

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ⑥関連情報の提供方法 関連情報 (温対法様式第2) の提供

(1) 趣旨

- 温室効果ガスの排出量に加えて、特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の関連情報についても併せて提供することができる。

▶ 各主体の自主的な排出抑制対策の展開、排出の状況に対する国民各界各層の理解の一層の促進を期待。

(2) 提供の方法

- 報告書の提出時に提供様式(温対法様式第2(101ページ参照))を添付して提供
- 関連情報としては、次の情報のいずれか又は両方を提供できる。
 - ① 特定排出者全体に係る情報 (事業者ごとに1枚提出可) → 国が公表
 - ② 特定事業所のみに係る情報 (特定事業所ごとに1枚提出可) → 請求に応じて開示

(3) 提供できる情報

- ① 報告された排出量の増減の状況に関する情報
- ② 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
- ④ 温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報
- ⑤ その他の情報

※①～⑤のうち情報を提供したい事項についてのみ記入する。

なお、記入された事項は公にされますが、製品の広告等に該当する場合は、公にしないこともある。

【3】報告書の作成方法 (4) 報告書記入における留意事項

報告書記入における留意事項(1/2)

項目	該当する記入箇所	間違い例
特定排出者名称	[省]特定-第1表、 認定-第1表 [温]表紙	事業所名が記入
特定排出者番号(コード) [9桁]		誤った番号(特定排出者が所在する自治体の番号など)が記入
特定事業者番号、認定管理統括事業者番号等		誤った番号(エネルギー管理指定工場等指定番号など)が記入
地方公営企業の扱い		(地方自治体(首長部局)とは別事業者として扱う)
エネルギー管理指定工場等指定番号[7桁]	[省]指定-第1表 [温]別紙表紙	同一事業所で、省エネ法定期報告書と温対法報告書とで指定番号が相違、又は温対法報告書に指定番号の記入がない。 誤った番号(特定事業者番号など)が記入
従業員数 (温対法のみ)	[温]表紙	未記入(空欄) 21人未満の数値が記入
主たる事業、 事業コード[4桁]	[省]特定-第12表1、 認定-第5表1 [温]表紙	事業の名称、事業コードが誤記入、定期報告書と温対法報告書で相違
工場等に係る事業、 事業コード[4桁]	[省]特定-第10表 [温]別紙表紙	事業の名称、事業コードが誤記入、定期報告書と温対法報告書で相違

(凡例) [省]: 省エネ法定期報告書様式第9、 [温]: 温対法様式第1

【3】報告書の作成方法 (4) 報告書記入における留意事項

報告書記入における留意事項(2/2)

項目	該当する記入箇所	間違い例
温室効果ガス算定排出量 (全般)	[省]特定-第12表1、 認定-第5表1、 指定-第10表1 [温]第1表、 別紙第1表	極端に多い、又は少ない数値が記入(単位の取り違え等)
	[温]第1表、 別紙第1表	エネルギー起源CO ₂ 以外のガスで3,000tCO ₂ 未満*1の数値が記入*2
エネルギー起源CO ₂ (発電所、熱供給)	[省]特定-第12表2、 認定-第5表2、 指定-第10表2	主たる事業が電気事業又は熱供給業でない事業者(所)で、数値が記入
調整後温室効果ガス排出量	[省]特定-第12表3、 認定-第5表3 [温]第2表	未記入(空欄)
電気の排出係数	[省]特定-第12表4、 認定-第5表4	基礎排出係数と調整後排出係数に同じ数値が記入 (一部電気事業者を除き、基礎排出係数と調整後排出係数とは異なる)
政省令と異なる算定方法の説明	[省]特定-第12表5、 認定-第5表5 指定-第10表4 [温]第4表、 別紙第3表	数値が誤記入
		単位が未記入
		不要な説明の記入(省令値を使って計算したなど) 別表等を添付

*1: 非エネルギー起源CO₂の場合は「②非エネルギー起源CO₂(③を除く)」及び「③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂」の合計量3,000tCO₂未満

*2: 第1表の「特定排出者全体」の欄に3,000tCO₂未満の数値が記入されている、又は別紙第1表に3,000tCO₂未満の数値が記入されている。

(凡例) [省]: 省エネ法定期報告書様式第9、 [温]: 温対法様式第1

【4】報告期限及び提出先

報告期限と提出先

(1) 報告の期限

- 特定事業所排出者 : 毎年度7月末日までに報告
- 特定輸送排出者 : 毎年度6月末日までに報告

(2) 報告先（参考資料「報告書等の提出先」（105ページ）参照）

- 特定排出者が行う事業を所管する大臣あてに報告
- 2以上の事業を行う者は事業を所管する全ての大臣に報告書を提出（※同じ報告書を複数の事業所管大臣に提出）

※省エネ法定期報告書については、経済産業大臣及び事業所管大臣の両方に提出（荷主を除く特定輸送排出者は、国土交通大臣に提出）

※財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が事業所管大臣の場合は地方支分部局の長あてに報告

※地方公共団体（首長部局）については、経済産業大臣・環境大臣に提出

【4】報告期限及び提出先

罰則、省エネ法の定期報告との関係

(3) 報告に係る罰則

- 報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 20万円以下の過料の罰則
- ※ 省エネ法の報告義務違反が適用される場合は50万円以下の罰金

(4) 省エネ法の定期報告との関係

- 排出量の報告に係る負担を回避する観点から、以下のとおり、省エネ法定期報告書との併用を認める運用とする。

① エネルギー起源CO₂の排出量のみを報告する場合

省エネ法定期報告書を使用して報告すれば、温対法の報告とみなす。
(温対法報告書の提出は不要です。)

② エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量のみを報告する場合

温対法報告書(温対法様式第1)を提出する。

③ エネルギー起源CO₂及びそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量を報告する場合

省エネ法定期報告書 及び 温対法報告書を提出する。

【4】報告期限及び提出先

提出先、提出書類及び提出期限一覧

報告者			提出先			提出書類						提出期限			
						省エネ法定期報告書							温対法		
						様式第9 (*4)	様式第30	様式第4	様式第8	様式第13	様式第25		様式第1 (排出量等)	様式第1の2 (権利利益)	様式第2 (関連情報)
特定事業所排出者	省エネ法	特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者、 管理関係事業者	事業所管省庁 (*1,2)	◎							●	※	※	7月 末日	
		上記以外の事業者	事業所管省庁 (*1)								◎	※	※		
特定輸送排出者	省エネ法	特定荷主、 認定管理統括荷主、 管理関係荷主	事業所管省庁 (*1,2)		◎								※	※	6月 末日
		特定貨物輸送事業者	地方運輸局 (*3)			◎							※	※	
		特定旅客輸送事業者	地方運輸局 (*3)				◎						※	※	
		認定管理統括貨客輸送事業者、 管理関係貨客輸送事業者	地方運輸局 (*3)					◎					※	※	
		特定航空輸送事業者	国土交通省						◎				※	※	

【凡例】 ◎:必ず提出、●:エネルギー起源CO₂以外のガスを報告する義務がある場合は必ず提出、※:任意で提出

*1 事業所管省庁が複数ある場合は全ての事業所管省庁(地方支分部局)へ提出する。

*2 省エネ法定期報告書様式第9及び様式第30は、事業所管省庁とともに経済産業局へも提出する。

*3 地方運輸局には運輸監理部を含む。

*4 省エネ法の特定事業者等において、省エネ法定期報告書様式第21による報告の場合は様式第9に同じ提出先である。

※インターネットを介した電子報告システムによる提出も可能。ただし、様式第1の2を提出する場合を除く。

【5】温室効果ガス排出量の公表方法

集計結果の公表及び開示

(1) 公表

- 環境大臣・経済産業大臣は、以下の集計結果を特定排出者全体に係る関連情報と併せて公表する。

【特定事業所排出者】

- ・基礎排出量 (事業者別、業種別)
- ・調整後排出量 (事業者別)

【特定事業所】

- ・基礎排出量 (都道府県別、業種別)

【特定輸送排出者】

- ・基礎排出量 (事業者別)

(2) 開示

- 環境大臣・経済産業大臣は、以下の情報を請求に応じて開示する。

【特定事業所排出者】

(事業者全体)

- ・事業者に関する情報(事業者名、住所、代表者氏名)
- ・事業者において行われる事業
- ・事業者の国内認証排出削減量の種類ごとの合計量、事業者の海外認証排出削減量の種類ごとの合計量

(特定事業所ごと)

- ・特定事業所に関する情報(事業所名、所在地)
- ・特定事業所における温室効果ガスの種類ごとの基礎排出量
- ・特定事業所に係る関連情報

【特定輸送排出者】

- ・事業者に関する情報 (事業者名、住所、代表者氏名)
- ・事業者において行われる事業
- ・エネルギー起源CO₂排出量
- ・事業者に係る関連情報

【6】お問い合わせ先

算定・報告・公表制度に関するご質問は、以下連絡先までお問い合わせください。

○地方環境事務所

地方環境事務所	所管都道府県	連絡先
北海道地方環境事務所	北海道	TEL 011-299-1952
東北地方環境事務所	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	TEL 022-722-2873
関東地方環境事務所	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県	TEL 048-600-0815
新潟事務所	新潟県	TEL 025-280-9560
中部地方環境事務所	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県	TEL 052-955-2134
近畿地方環境事務所	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	TEL 06-4792-0703
中国四国地方環境事務所	鳥取県、岡山県	TEL 086-223-1581
広島事務所	島根県、広島県、山口県	TEL 082-511-0006
四国事務所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	TEL 087-811-7240
九州地方環境事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	TEL 096-322-2411

○環境省地球環境局地球温暖化対策課 … TEL:03-3581-3351(内線7733)

○経済産業省産業技術環境局環境経済室 … TEL:03-3501-1511(内線3453)

【6】お問い合わせ先

【算定・報告・公表制度Webサイトを開設しています】

算定報告マニュアルのダウンロード、報告書作成支援ツールのご利用、特定排出者コードの検索、排出量情報の集計結果や開示請求の方法などについては、下記Webサイトをご覧ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

算定報告公表制度

検索

「算定報告公表制度」
と入力して検索

【算定・報告・公表制度ヘルプデスクを設置しています】

算定方法や電子報告システムなどに関するお問合せは、今年度においては下記までお願いします。

☆算定・報告・公表制度ヘルプデスク☆

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)

E-mail: ghg-helpdesk@mri.co.jp

TEL: 03-6858-3539(平日 09:30~17:30、夏季休業期間、9/2及び年末年始を除く)

※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

(本ヘルプデスクの業務は、環境省からエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に委託しています。)